

「改正」生活保護法省令案に対するパブリックコメント

日本自治体労働組合総連合

中央執行委員長 野村幸裕

【意見の概要】

「生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）」は、「申請手続を厳格化するものではない」「扶養義務者に対する圧力を強化するものではない」という国会での答弁内容や、参議院厚生労働委員会での附帯決議の内容を骨抜きにするものである。

この省令に基づき、自治体の生活保護職場で実務が行われるものであり、自治体労働者の労働組合として抗議の意思を表明するとともに、国会答弁や附帯決議の内容を反映させた省令案に修正することを強く求める。

【意見の理由】

(1) 生活保護法の一部「改正」法は、①違法な「水際作戦」を合法化し、②保護申請に対する一層の萎縮的効果を及ぼしかねない法文となっている。

ところが、国会審議の過程において政府は、申請の際に申請書及び添付書類の提出を求める「改正法」第24条については、①従前の運用を変更するものではなく、申請書及び添付書類の提出は従来どおり申請の要件ではなく、②福祉事務所等が申請書を交付しない場合も、但し書きの「特別の事情」に該当する、③給与明細等の添付書類は可能な範囲で提出すればよく、紛失等で添付できない場合も、但し書きの「特別の事情」に該当すると説明し、従来の実務と変わりがないと答弁した。

また、扶養義務者に対する通知義務の創設や調査権限の拡充を定めた「改正法」第24条8項、第28条及び第29条については、明らかに扶養が可能な極めて限定的な場合に限る趣旨であるとの答弁をしている。そのうえで、これらの趣旨を厚生労働省令等に明記し、保護行政の現場に周知する旨、繰り返し答弁してきた。

(2) この政府・厚生労働省の国会答弁からみて、今回の省令（案）は下記のような問題を有している。

① 改正24条1項本文は当初、「保護の開始の申請は、・・・申請書を保護の実施機関に提出してしなければならない」という表現であった。これでは、申請は申請書の提出でしかできないと読めるため、「保護を申請するものは、・・・申請書を保護の実施機関に提出しなければならない」と修正され、「申請書の提出」に限らない「申請」という余地を残した経緯がある。

しかしながら、今回の省令（案）は、修正前の本文とほぼ同じ表現を採用し、「申請＝申請書の提出」というメッセージを発する内容となっており、申請意思が確定的に表示されれば口頭による申請でも可とするという、これまでの厚生労働省の指針にも反するものとなっている。

② 改正24条1項但書による「特別の事情」について、省令（案）は、「身体上の障害があるために当該申請書に必要な事項を記載できない場合その他保護の実施機関が当該申請書を作成することができない特別の事情があると認める場合」としている。

これでは、口頭申請が認められる場合が、基本的に身体障害等の場合に限定されるように読める。口頭申請を「申請書を物理的に書けるかどうかの問題にすり替えており、明らかに現行の運用基準を後退させる内容となっている。」

また、改正 24 条 1 項但書は、単に「当該申請書を作成することができない特別な事情があるときは」という表現であるのに、省令案は、「保護の実施機関が当該申請書を作成することができない特別な事情があると認める場合は」として、特別な事情の有無の判断権を実施機関に委ねる表現にしている。

- ③ 要否判定に必要な関係資料の提出について、省令(案)では一切触れられていない。これまで厚生労働省は、「(要否判定に必要となる) 書面等の提出は申請から保護決定までの間に行うというこれまでの取扱いには今後変更はない。」と説明してきた。また、参院の附帯決議についても「要否判定に必要な資料の提出は可能な範囲で保護決定までの間に行うというこれまでの取扱いに今後とも変更がないことについて、省令、通達等に明記の上、周知する」と繰り返し、確認されてきている。

但書について提案者の柚木議員は、「隠匿などの意図もなく書類を紛失したり、あるいは必要書類を本人が所持していない場合なども、書類を添付できない特別な事情に当たる」と国会で答弁している。この趣旨を明記することが求められている。

- ④ 扶養義務者への事前通知(改正 24 条 8 項)についても、原則として通知を行い、報告を求めるものの、次のイロハに該当する場合のみ例外的に通知や報告要求を行わないとしている。

(イ) 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第 77 条第 1 項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高くないと認めた場合

(ロ) 保護を開始する者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けているものであると認めた場合

(ハ) その他、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより保護を開始する者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めた場合

ところが、生活保護関係全国係長会議で厚生労働省は、「福祉事務所が家庭裁判所を活用した費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず扶養を履行していないと認められる極めて限定的な場合に限ることとし、その旨厚生労働省令で明記する予定である。」と説明している。

これでは原則と例外を完全に逆転させている。「極めて限定的な場合に限る」という説明や答弁が全くの虚偽であったということである。

- ⑤ 費用の支払の申し出等(徴収金の保護費天引)(改正 78 条の 2)についても、省令(案)の内容は、「保護の実施機関は、当該申出に係る徴収金の額を決定するに当たっては、当該徴収金の徴収後においても被保護者が最低限度の生活を維持することができるよう配慮するものとする。」としている。

しかし、改正 78 条の 2 第 1 項の法文は「実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは」と「生活の維持に支障がない」ことが要件とされている。省令案で、実施機関が「配慮」しさえすれば良いとするのではなく、「生活の維持に支障がない」と判断するための具体的な基準を規定すべきである。

- (3) 自治労連は、生活保護を担当する自治体職場の労働組合として、申請書を交付しない、添付書類がそろわない限り有効な申請とは扱わない、扶養義務者への援助を求めて門前払いする等の、申請権を侵害する違法な運用を拡大させず、国民の生存権を擁護する立場で、生活保護事務を執行すべきものとする。今、求められているのは、制度の利用資格がありながら利用できていない膨大な「漏給層」をなくすことであるとする。そのための省令とされたい。